

町田市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市市税条例等の一部を改正する条例

(町田市市税条例の一部改正)

第1条 町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号に掲げる」を「第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの」に改め、同条第2号中「第38条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「第102条第1項」の次に「の申告書」を加え、同条第3号中「第38条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第102条第1項」の次に「の申告書」を加え、同条に次の2号を加える。

(5) 第38条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第38条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第33条の見出し中「賦課後」を「賦課額」に改め、同条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「、若しくは」を「、又は」に、「においては、すでに」を「には、既に第23条第1号ただし書若しくは第2号又は」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「納税義務者が、」の次に「当該所得税についての調査があったことにより」を加え、「変更し」を「変更し、」に、「第1項に」を「同項に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類す

るものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第30条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第38条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するま

での部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第39条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。

なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額

(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第40条第2項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び事務所又は事業所の所在地))

第47条中「から第5号まで」を削り、「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第51条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「及び個人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を加え、「以下同じ」を「以下固定資産税について同じ」に改める。

第69条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、」を削り、「対し」を「対して課する軽自動車税の税率は」に、「、当該」を「当該」に改め、同条第1号ア

中「年額 2, 000円」を「年額2, 000円」に改め、同号イ中「二輪」を「2輪」に、「年額 2, 000円」を「年額2, 000円」に改め、同号ウ中「二輪」を「2輪」に、「年額 2, 400円」を「年額2, 400円」に改め、同号エ中「三輪」を「3輪」に、「年額 3, 700円」を「年額3, 700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3, 600円

(イ) 3輪のもの 年額3, 900円

(ウ) 4輪以上のもので乗用のもの

a 営業用 年額6, 900円

b 自家用 年額10, 800円

(エ) 4輪以上のもので貨物用のもの

a 営業用 年額3, 800円

b 自家用 年額5, 000円

(オ) 専ら雪上を走行するもの 年額3, 600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額2, 400円

(イ) その他のもの 年額5, 900円

第69条第3号中「二輪」を「2輪」に、「年額 6, 000円」を「年額6, 000円」に改める。

第102条の3第2項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「個人番号又は」を削り、「法人番号」の次に「(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第126条第1項各号列記以外の部分中「解散」を「解散し、」に改め、同項第1号中「個人番号又は」を削り、「法人番号」の次に「(法人番号を有しない者にあ

っては、住所及び氏名又は名称。以下事業所税について同じ。)」を加え、同条第2項第1号中「個人番号又は」を削り、同項第3号中「1むね」を「1棟」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第128条第1項各号列記以外の部分中「もののうち市長」を「場合」に、「ものに」を「者に」に改め、同項第2号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「個人番号又は」を削り、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第14条第1項中「三輪」を「3輪」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ) b	10,800円	12,900円
第2号ア(エ) a	3,800円	4,500円
第2号ア(エ) b	5,000円	6,000円

附則第14条第2項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改

め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
第2号ア(ウ) b	10,800円	2,700円
第2号ア(エ) a	3,800円	1,000円
第2号ア(エ) b	5,000円	1,300円

附則第14条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
第2号ア(ウ) b	10,800円	5,400円
第2号ア(エ) a	3,800円	1,900円
第2号ア(エ) b	5,000円	2,500円

附則第14条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円

第2号ア(ウ) b	10,800円	8,100円
第2号ア(エ) a	3,800円	2,900円
第2号ア(エ) b	5,000円	3,800円

附則第16条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」に、「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の5第1項」に改め、同条第3項中「第16条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」に、「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の5第3項後段」に改め、「、第22条の3第1項中「第16条第4項」とあるのは「附則第16条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「の金額又は」を「の金額若しくは」に改め、同項第4号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の5第3項前段」に改め、同条を附則第16条の5とし、附則第16条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項、第12条第5項又は第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第1項に規定する特例適用利子

等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

（4）附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項、第12条第6項又は第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第25条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第26条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特

定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(町田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 町田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年10月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「三輪」を「3輪」に改め、「新条例第69条及び新条例」を「町田市市税条例第69条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第69条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第69条第2号ア（ウ）a	6,900円	5,500円
第69条第2号ア（ウ）b	10,800円	7,200円
第69条第2号ア（エ）a	3,800円	3,000円
第69条第2号ア（エ）b	5,000円	4,000円
附則第14条第1項	第69条	町田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年10月町田市条例第28号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条
附則第14条第1項の表 第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み

		替えて適用される第69条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第14条第1項の表 第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
附則第14条第1項の表 第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア(ウ) b
	10,800円	7,200円
附則第14条第1項の表 第2号ア(エ) aの項	第2号ア(エ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア(エ) a
	3,800円	3,000円
附則第14条第1項の表 第2号ア(エ) bの項	第2号ア(エ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア(エ) b
	5,000円	4,000円

(町田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 町田市市税条例の一部を改正する条例(平成27年10月町田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「、新条例」を「、町田市市税条例」に、「新条例の」を「同条例の」に改め、同項の表第9条第3号の項中「第38条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中町田市市税条例第47条の改正規定 公布の日

（2）第1条中町田市市税条例第69条の改正規定及び同条例附則第14条の改正規定並びに第2条の規定 平成29年4月1日

（3）第1条中町田市市税条例附則第4条の改正規定及び次条第3項の規定 平成30年1月1日

##### （経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）第33条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第38条第5項及び第39条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第38条第3項又は第39条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例附則第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例附則第16条の4の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項、第12条第5項若しくは第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項、第12条第6項若しくは第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第36条、第36条の2若しくは第36条の5(第41条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第37条の4第1項(第37条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第38条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第41条の7、第55条、第70条第2項、第84条第1項若しくは第2項、第88条第2項、第102条第1項、第108条第3項又は第120条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第84条第1項若しくは第2項の申告書、第102条第1項の申告書又は第120条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第84条第1項若しくは第2項の申</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第36条、第36条の2若しくは第36条の5(第41条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第37条の4第1項(第37条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第38条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第41条の7、第55条、第70条第2項、第84条第1項若しくは第2項、第88条第2項、第102条第1項、第108条第3項又は第120条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号に掲げる期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第38条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第102条第1項又は第120条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第38条第1項の申告書(法第32</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>告書、第102条第1項の申告書又は第120条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 第38条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p><u>(6) 第38条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第33条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、既に第23条第1号ただし書若しくは第2号又は第24条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第30条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次</p>	<p><u>1条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第102条第1項又は第120条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 略</p> <p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第33条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第24条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第30条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、<u>当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを</u>予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第30条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を<u>変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</u></p> <p>4 <u>第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少</u></p>	<p>項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、<u>当該所得税について更正があるべきことを</u>予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第30条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を<u>変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>（1） 第30条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p><u>（2） 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 <u>第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して</u></p>	<p>第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を</p>	<p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出</p>	<p>延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>されたときに限る。)</u>は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>（市民税の減免）</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、第1期分の納期限内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1期分の納期限経過後に申請のあったものについては、その後に来る納期限に係る分からこれを適用する。</p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号（法人番号を有し</u></p>	<p>（市民税の減免）</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、第1期分の納期限内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1期分の納期限経過後に申請のあったものについては、その後に来る納期限に係る分からこれを適用する。</p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ない者</u>にあつては、<u>名称及び事務所又は事業所の所在地</u> ) )</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第47条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>に規定する固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第51条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号 <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u> (当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。) 又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称。 <u>以下固定資産税について同じ。)</u>)</p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u> 又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地</u>)</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第47条 法第348条第2項第3号から第5号まで、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は<u>第12号</u>に規定する固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第51条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号 (当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。) 又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称。 <u>以下同じ。)</u>)</p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>2 略</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第69条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) <u>年額2,000円</u></p> <p>イ <u>2輪</u>のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの <u>年額2,000円</u></p> <p>ウ <u>2輪</u>のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの <u>年額2,400円</u></p> <p>エ <u>3輪以上</u>のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の<u>3輪</u>のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの <u>年額3,700円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> <u>年額3,600円</u></p> <p><u>(イ) 3輪のもの</u> <u>年額3,900円</u></p> <p><u>(ウ) 4輪以上のもので乗用のもの</u></p> <p>a <u>営業用</u> <u>年額6,900円</u></p> <p>b <u>自家用</u> <u>年額10,800円</u></p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第69条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) <u>年額 2,000円</u></p> <p>イ <u>二輪</u>のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの <u>年額 2,000円</u></p> <p>ウ <u>二輪</u>のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの <u>年額 2,400円</u></p> <p>エ <u>三輪以上</u>のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の<u>三輪</u>のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの <u>年額 3,700円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>二輪のもの(側車付のものを含む。)</u> <u>年額 3,600円</u></p> <p><u>三輪のもの</u> <u>年額 3,900円</u></p> <p><u>四輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u></p> <p><u>営業用</u> <u>年額 6,900円</u></p> <p><u>自家用</u> <u>年額 10,800円</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(エ) 4輪以上のもので貨物用のもの</u></p> <p><u>a 営業用 年額3,800円</u></p> <p><u>b 自家用 年額5,000円</u></p> <p><u>(オ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p><u>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円</u></p> <p><u>(イ) その他のもの 年額5,900円</u></p> <p>(3) <u>2輪の小型自動車 年額6,000円</u></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>	<p><u>貨物用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 3,800円</u></p> <p><u>自家用 年額 5,000円</u></p> <p><u>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p><u>農耕作業用のもの 年額 2,400円</u></p> <p><u>その他のもの 年額 5,900円</u></p> <p>(3) <u>二輪の小型自動車 年額 6,000円</u></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>
<p>第102条の3 略</p>	<p>第102条の3 略</p>
<p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号 <u>(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p>	<p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び <u>個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p>
<p>3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(事業所税の賦課徴収に関する申告義務)</p>	<p>3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(事業所税の賦課徴収に関する申告義務)</p>
<p>第126条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者(法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度のうちにおいて <u>解散し</u>、若しくは合併した法人又は年の中途中において事業を廃止した個人で第120条第1項又は第2項の規定により事業所税を申告納付すべきものを除く。)は、その新設又は</p>	<p>第126条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者(法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度のうちにおいて <u>解散</u>若しくは合併した法人又は年の中途中において事業を廃止した個人で第120条第1項又は第2項の規定により事業所税を申告納付すべきものを除く。)は、その新設又は廃止</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>廃止の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称。以下事業所税について同じ。)</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 貸付けを行う者の住所、氏名又は名称及び法人番号</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業所用家屋に係る<u>1棟</u>の床面積(当該事業所用家屋が区分所有に係るものにあつては、専有部分及び共用部分の床面積)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 前項の規定により申告をした事項に異動が生じた場合においては、その異動が生じた日から1月以内に、<u>その旨</u>その他必要な事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(事業所税の減免)</p> <p>第128条 市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>場合</u>において必要があると認める者については、事業所税を減免する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に<u>掲げるもの</u>のほか、特別の事由がある場合</p> <p>2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及</p>	<p>の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び<u>個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 貸付けを行う者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業所用家屋に係る<u>1むね</u>の床面積(当該事業所用家屋が区分所有に係るものにあつては、専有部分及び共用部分の床面積)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 前項の規定によつて申告をした事項に異動が生じた場合においては、その異動が生じた日から1月以内に<u>その旨</u>その他必要な事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(事業所税の減免)</p> <p>第128条 市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>もののうち市長</u>において必要があると認める<u>もの</u>については、事業所税を減免する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に<u>規定するもの</u>のほか、特別の事由がある場合</p> <p>2 前項の規定によつて事業所税の減免を受けようとする者は、納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>び法人番号 (2)～(4) 略</p> <p>3 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第14条 法附則第30条第1項に規定する<u>3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>び個人番号又は法人番号 (2)～(4) 略</p> <p>3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第14条 法附則第30条第1項に規定する<u>三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	4,600円	第69条	3,900円	4,600円
(イ)			第2号ア		
第2号ア	6,900円	8,200円		6,900円	8,200円
(ウ) a					

町田市市税条例新旧対照表

改正後			改正前		
第2号ア (ウ) b	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
第2号ア (エ) a	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
第2号ア (エ) b	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア (イ)	3,900円	1,000円	第69条 第2号ア	3,900円	1,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
第2号ア (ウ) b	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
第2号ア (エ) a	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
第2号ア (エ) b	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄</p>			<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす</p>		

町田市市税条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>る。</p>		
第2号ア (イ)	3,900円	2,000円	第69条 第2号ア	3,900円	2,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
第2号ア (ウ) b	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
第2号ア (エ) a	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
第2号ア (エ) b	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア (イ)	3,900円	3,000円	第69条 第2号ア	3,900円	3,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
第2号ア (ウ) b	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
第2号ア (エ) a	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
第2号ア (エ) b	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>					

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第16条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項、第12条第5項又は第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1） 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>（2） 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所</u></p>	

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p><u>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項、第12条第6項又は第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配</u></p>	

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>当等」という。)については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第25条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第26条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1） 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p><u>（2） 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額</u></p>	

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>及び附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p><u>第16条の5</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</p>	<p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p><u>第16条の4</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第16条の5第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項並びに<u>附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第16条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項並びに<u>附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第16条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附</u></p>	<p>(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>同法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第16条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第16条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第16条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>則第16条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第16条の5第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第16条の5第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第16条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第19条</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適</p>	<p>及び<u>附則第16条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第16条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第16条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第16条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第16条及び第19条</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が<u>同法</u>第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第16条の5第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第16条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
<p>(2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項並びに<u>附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第16条の5第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項並びに<u>附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第16条の5第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第16条の5第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第16条の4第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第16条の4第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第16条の4第3項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>第22条の3第1項中「第16条第4項」とあるのは「附則第16条の4第4項」とする。</u></p>
<p>(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第16条の5第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税</u></p>	<p>(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第16条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）</u>第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第16条の5第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第16条の5第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第22条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第16条の5第3項前段</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第25条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第26条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配</p>	<p><u>施特例法第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第16条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第16条の4第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第22条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第16条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第25条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第26条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた<u>3輪</u>以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る<u>町田市市税条例第69条及び附則第14条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>同条例の規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた<u>三輪</u>以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る<u>新条例第69条及び新条例附則第14条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第69条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第69条第2号ア	3,900円	3,100円
第69条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
第69条第2号ア(ウ)b	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第69条第2号ア(エ)a	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
第69条第2号ア(エ)b	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第14条第1項	第69条	町田市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年10月町田市条例第28号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条	新条例附則第14条第1項の表以外の部分	第69条	町田市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年10月町田市条例第28号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条
附則第14条第1項の表第	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第	新条例附則第14条第1項	第69条第2号ア	平成26年改正条例附則第

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<u>2号ア(イ)の項</u>		<u>6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア(イ)</u>	<u>の表第69条第2号アの項</u>		<u>6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>		<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>附則第14条第1項の表第2号ア(ウ)aの項</u>	<u>第2号ア(ウ)a</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア(ウ)a</u>			
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>	
<u>附則第14条第1項の表第2号ア(ウ)bの項</u>	<u>第2号ア(ウ)b</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア(ウ)b</u>			
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>	
<u>附則第14条第1項の表第2号ア(エ)aの項</u>	<u>第2号ア(エ)a</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第69条第2号ア(エ)a</u>			
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>	
<u>附則第14条第1項の表第2号ア(エ)bの項</u>	<u>第2号ア(エ)b</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて</u>			

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
		て適用される 第69条第2 号ア(エ) b			
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
附 則 (市たばこ税に関する経過措置)			附 則 (市たばこ税に関する経過措置)		
第4条 略			第4条 略		
2～6 略			2～6 略		
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>町田市市税条例</u> 第9条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>同条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>新条例</u> 第9条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略	略	略	略	略	略
第9条第3号	第84条第1項若しくは第2項の申告書、第102条第1項又は第120条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第4条第6項の納期限	第9条第3号	<u>第38条第1項の申告書(法第32条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)</u> 、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第102条第1項又は第120条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第4条第6項の納期限
略	略	略	略	略	略
8～14 略			8～14 略		